

公益財団法人小山台教育財団 2022 年度事業計画

新型コロナウイルスの世界的な感染蔓延状況は 2021 年度も終息せず、我が国でも一昨年度に続き社会経済活動に大きな影響を与えた。当財団においても、国内外における感染状況を勘案し、2021 年度も海外派遣の中止を決定し、引続きオンライン会議・ウェブ配信等の活用および感染対策の徹底により、各事業の継続に努めた。2022 年度においては、現状の変異株等の感染拡大状況を踏まえると、今後の感染状況の著しい好転は難しいと予想される。こうした状況を踏まえ、2022 年度の当財団事業については、従前通り感染対策を徹底し、オンライン会議・ウェブ配信等の活用ならびに本来の事業趣旨・目的に沿った代替事業の実施などにより、各事業の継続に努める方針である。また、財務活動の一環としての基本財産運用に関して、数年来続く低金利状況が当面続く見通しであることから、従来の手法だけに捉われない運用手法の可能性の検討に着手する。

I. 国際交流事業（公益目的事業）

青少年の国際相互理解教育を推進するため、国際交流を通じて異文化体験を行うとともに、真に日本を理解する能力を身につけるため、海外派遣並びに海外チャレンジ支援を実施する。

1. 海外体験派遣

英国ボーンマス市に派遣し、ホームステイをしながらキングス・カレッジで世界各国の青少年とともに語学研修を受講するプログラム。派遣時高校 1 年生はサマーバケーションエキストラ・コース、高校 2 年生以上はインテンシブ・コースの研修を受講するものである。語学研修には世界各国から生徒が参加するため、変異株の流行により世界的な感染が終息しない情勢にあって海外体験派遣を実施すれば、参加者が新型コロナウイルス感染に晒されるリスクが引き続き高いと判断されることから、2022 年度における海外体験派遣は中止する。その代替事業として、当財団国際交流事業経験者（BRANCH）等の協力を得ながら、ドイツ交換交流受入の訪日ドイツ人学生との宿泊交流や海外とのオンライン交流、国内外事情に関する研修を通じて国際交流事業の目的に沿った活動の実現に努める。事業参加者が、これら活動をスムーズに実施するため、大学生リーダーが取りまとめの役割を担当する。

- (1) 事業対象者：在品川区都立高等学校生徒（小山台、大崎、八潮）およびその卒業生である大学生、合計 15 名（予定）。
- (2) 期間：2022 年 4 月～2023 年 3 月 語学・国内外事情に関する研修（予定）。
2022 年 7 月～2022 年 8 月 訪日ドイツ側学生との交流（予定）。

2. ドイツ交換交流受入

ドイツ、ベルリンの私立カニジウスコレク・ギムナジウム校と連携して、ドイツとの間で学生の派遣と受入を隔年毎に行うプログラム。コロナ禍のため 2021 年度ドイツ交換派遣はドイツ渡航を取りやめ、日本国内でドイツ側パートナーとのオンライン交流を実施した。2022 年度はドイツ交換交流受入年度となり、夏休み時期にホームステイ、日本文化体験、オリンピックセンター等の外部施設での共同宿泊等を組み入れたプログラムを実施する。なお、コロナ禍の状況によりドイツ側が来日できない場合には、オンラインでの交流を行う。これらに加え、渡独に向けた交流の準備を行い、2022 年末～翌年初の冬休み時期にドイツ渡航を目指す。

(1) 受入対象者：訪日ドイツ側学生 15 名及び引率者 1 名（予定）。

(2) 期間：2022 年 7 月～8 月中の 20 日間（予定）。

3. 台湾交換交流派遣

台湾斗六市にある環球科技大学と連携して学生の派遣と受入を行うプログラム。毎年春に日本側学生を台湾に派遣し、同大学での講義、実習に台湾側学生とともに参加し、台湾の文化・歴史・伝統を学ぶとともに相互交流を深める。財団役職員が同行し、財団が指名するリーダーと連携して派遣生の相談や安全確保に努める。

(1) 派遣対象者：在品川区都立高等学校（小山台、大崎、八潮）の卒業生である大学生 12 名（予定）。

(2) 期間：2023 年 3 月中の 10 日間（予定）。

4. 海外チャレンジ支援

次世代を担う若者の成長に寄与するため大学生の海外留学・研修に対する助成金支給を行うプログラム。

(1) 制度の概要：海外における留学・研修・専門的研究・インターンシップ・ボランティア・芸術・スポーツ等様々な活動を通じて学び・研鑽の実を挙げるとともに異文化体験を深める機会を提供することを目的としており、それを通じて我が国の将来を担う有為な人材の育成を支援する。

(2) 制度の運用方法：

①募集人数：3 名（予定）。

②対象者：在品川区都立高等学校（小山台、大崎、八潮）の卒業生である大学生。

③支援プログラムおよび支援内容：長期留学、短期研修および多様性キャリア開発

の3種類。

Ⅱ. 奨学育英事業

1. 在品川区都立高校向け奨学育英事業（公益目的事業）

有用な人材育成に寄与し、我が国の文化と国民生活の向上に資することを目的として、品川区にある都立高等学校（小山台、大崎、八潮）に在学する、就学意欲のある有為な生徒で、経済的理由で学業が困難な者に対して、奨学金の給付を行う。

（1）一般奨学金

① 対象：高校2年生以上の生徒 合計40名（予定）。

② 給付額：6月から翌年3月まで月額1万5千円（1人、年間15万円）。

（2）臨時奨学金

① 対象：高校1年生若しくは家庭状況の急変等で緊急に援助が必要になった生徒 合計40名（予定）。

② 給付額：10月から翌年2月まで月額1万5千円（1人、年間7万5千円）。

2. 都立千歳丘高校向け奨学育英事業（相互扶助等事業）

（1）特別奨学金

① 対象：千歳丘高校生徒 合計1名（予定）。

② 給付額：10月から翌年2月まで月額2万円（1人、年間10万円）。

Ⅲ. 社会教育事業（公益目的事業）

社会公共の教育及び文化の発展に寄与するため、地域住民等に対する生涯学習の推進及び文化の向上に関する事業を行う。2020年度・2021年度に引き続き、コロナ禍においては、感染対策として、会場の消毒・換気励行・ディスタンス確保、来場者の検温、来場者の各会場定員50%制限及びこれを上回る参加希望者に対するウェブ配信での受講機会の提供等の運用を行う。

1. 公開文化講座

地域住民等一般聴衆を対象とした文化講座を開催する。

（1）募集対象：主として品川区、大田区、目黒区の住民。

（2）開催頻度：毎月1～2回程度。

（3）講座内容：歴史、文化、美術、伝統芸能、科学等をテーマとする講演。

2. 寺子屋小山台

企業の第一線で活躍するビジネスマンを対象として日本社会の中核を担う人材を育成するためのリーダー養成講座を開催する。

(1) 募集対象：在品川区都立高等学校の卒業生を中心に概ね年齢 35 歳～49 歳の方々。

(2) 開催頻度：毎月 1 回程度。

(3) 講座内容：政治・経済・国際関係等をテーマとする講義および討論。

3. 暮らしに役立つ講座

社会保険労務士・行政書士・税理士を講師として身近なテーマを取り上げて解説する講座を開催する。

(1) 募集対象：在品川区都立高等学校生徒の父兄ならびに近隣住民。

(2) 開催回数：年間 3 回程度。

(3) 講座内容：年金、介護、相続等の社会保険制度・行政関連諸手続および税務に関する解説。

4. 中学校のクラブ活動の支援

中学校の課外クラブに対して技術等の向上を図るための講習会を小山台高等学校の課外クラブが主催し、開催する。

(1) 受講対象：品川区、大田区、目黒区の中学校課外クラブ部員等。

(2) 開催頻度：随時。

(3) 支援内容：小山台高等学校と協議して実施。

5. ランチタイムコンサート

地域住民等一般聴衆を対象としたコンサートを開催する。

(1) 参加対象：品川区、大田区、目黒区の住民・職域を中心とする一般向け。

(2) 開催頻度：毎月ないし隔月 1 回程度。

(3) 内容：クラシックを中心とする演奏会。

IV. 学校教育事業（相互扶助等事業）

都立小山台高等学校の教育環境の整備を図ること並びに小山台高等学校生徒の健全な心身の育成を増進するために、小山台高等学校に対して下記プログラムの支援を行う。

1. 進路指導・学力向上助成

2. 学校行事・班活動関係助成

3. 学校広報関係助成

4. 定時制関係助成

V. 会館事業（相互扶助等事業）

小山台会館は財団活動の拠点として使用しているが、地域住民等に対して会議・会合・懇親の会場として施設の貸出を通じて教育・福祉増進および文化の向上に寄与する役割も果たしている。2020年度・2021年度に引き続き、コロナ禍においては、感染対策として会館内の消毒、各室の換気励行、定員の50%程度の利用推奨等の運用を行う。2022年度は会館事業見直しPTの結論取りまとめを行い、会館ニーズの把握、利用利便性の向上、利用条件の改訂等、会館利用の活性化に向けた諸施策をまとめる。

1. 会館利用率向上に向けたアクションプランの推進
 - (1) 広報活動。
 - (2) 会館利用活性化に資する施策の検討。
2. 長期修繕計画にもとづく施策の推進
 - (1) 長期修繕計画に沿った個別建物補修・設備更新案件の検討。
 - (2) 必要な個所の補修・設備更新の実施。

VI. 海外派遣者ネットワーク（相互扶助等事業）

2022年度は海外派遣者ネットワークの事業基盤の充実・強化に努め、今後の発展に向けた施策を推進する。

(1) 制度の概要：当財団が実施する国際交流事業に参加した派遣経験者を主体とする会員組織を通じて、これら派遣経験者間の相互交流・海外からの交換経験者との交流・その他海外からの来日者との交流等の活動を推進する。

(2) 制度の運用方法：

当財団が主催する国際交流事業への参加者が学校を卒業して社会人となった後に、これらの対象者が加入できる会員組織を通じて次の活動を推進することを当財団が支援する。

- ① 会員相互の交流及び親睦並びに会員と当財団の国際交流事業における派遣生乃至参加経験をもつ学生との交流。
- ② 当財団の海外における連携先を通じて来日した海外からの交換経験者と会員との日本乃至海外における交流。
- ③ 連携先の紹介による来訪者が日本に滞在する際の会員による交流。
- ④ 会員に関する情報データベース及び情報ツールの構築、会員に対する会員情報の提供等。
- ⑤ 上記各項の活動に対する当財団役職員の参加及び支援。

VII. 財務活動（公益目的事業および相互扶助等事業）

1. 有価証券

2021年12月末時点保有有価証券（額面）は64億円。2022年度に償還期限が到来する債券（1億円）の見合い運用として資産運用規程に定める基準に従い最も有利な債券の購入を実施するが、2024年度の大量（14億円）償還期限の到来を踏まえて、従来の手法だけに捉われない運用手法の可能性の検討に着手することとしたい。

2. 寄附金

寄附金募集を行い、これまで多くの方からの応募があった。2022年度も財団活動への理解・協力、事業の意義を幅広い関係者からご理解いただき資金面での支援が財源の多様化として寄与し、将来にわたり定着させる観点から募集を推進する。

VIII. 管理

財団の業務遂行に伴う不測の事態に備えるための全般的な見直しを行ない、引き続きガバナンス及びリスク管理体制の強化に努める。

以上